

特定自主検査の事後措置の徹底について

【重要】

特定自主検査で法定の検査項目に異常が認められた場合は、**労働者の安全を確保するため、必ず補修その他必要な措置を講じてください。**

特定自主検査は、整備不良などを原因とした労働災害を防止するため、登録検査業者が法定項目の検査を実施し、当該検査で異常が認められた項目は、当該機械を使用する事業者が責任をもって補修その他必要な措置を講じる必要があります。当局管内では、特定自主検査の異常を放置した結果、重篤な労働災害に至ったという事案も発生していますので、事業者の皆様には、最低限の責務として異常を認めた項目については**直ちに補修その他必要な措置を講じていただくようお願いいたします。**

なお、異常を放置した場合、労働災害の発生の有無にかかわらず、労働安全衛生法違反として処罰される可能性があります。さらに、異常を放置した結果、労働災害を発生させた場合、**厳しく刑事責任を問われることがあります。**

神奈川県労働局労働基準部

安全課

電話 045-211-7352

※ この書面は特定自主検査の事後措置の適正化を図るため、神奈川県労働局労働基準部安全課が作成したものです。当局登録検査業者を通じて特定自主検査で異常が認められた事業者に配布しておりますので、内容に質問等がある場合は当局安全課に問い合わせください。

(裏面 関係条文)

《 関 係 条 文 》

労働安全衛生法

第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

法第119条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条、第20条から第25条まで、～（以降略）～

法第122条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（特定自主検査の対象機械）

第137条（プレス等の補修）

事業者は、第134条の3若しくは第135条の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

第151条の26（フォークリフトの補修）

事業者は、第151条の21若しくは第151条の22の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第151条の58（不整地運搬車の補修）

事業者は、第151条の53若しくは第151条の54の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第171条（車両系建設機械の補修）

事業者は、第167条若しくは第168条の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第194条の28（高所作業車の補修）

事業者は、第194条の23若しくは第194条の24の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。